

森林境界の明確化を応援します

「林業・木材産業循環成長対策交付金」 ～森林整備地域活動支援対策～

境界が不明な森林において、将来的な森林整備に向けて、森林境界(所有者界)を明確にする活動(現地測量、リモートセンシングデータを活用した境界測量、森林所有者の同意取得等)を支援します。

【支援のポイント】

- 森林経営計画の作成は、要件ではありません。(ただし、将来的な森林整備に繋がることが前提です。)
- リモートセンシングデータを活用することで、現地立会の省略や机上での同意取得が可能です。
- 測量成果に対して、最終的に森林所有者の同意が得られなかった場合も、支援の対象となります。(ただし、所有者の確認を得ないで実施した現地測量は除きます。)
- 林地台帳、森林簿、登記簿を活用しても判明しなかった森林所有者を探索する場合の支援もあります。

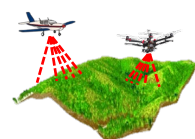
↑ 森林境界の明確化

【支援対象となる地域活動の内容】

- ・ 境界明確化に必要な境界情報の収集
- ・ 境界の測量(リモートセンシングデータによる画面上での境界測量を含む)
- ・ 境界に隣接する者双方の同意取得 など



所有者立ち会いのもと境界を明確化



リモートセンシングデータを用いた測量

【地域活動の種別及び交付単価】

森林境界の測量※1	22,500円/ha
性能の高い機器※2を用いた境界の測量及び基準点等と結合する測量※1	+5,000円/ha
リモートセンシングデータを用いた森林境界の測量	+8,500円/ha
リモートセンシングデータを用いた森林境界案の作成※3	20,000円/ha
所有者が不明な森林※4を対象に、戸籍や住民票等を活用して所有者の探索	2,500円/ha

※1: 不在村森林所有者を対象とした現地立会を実施する場合は6,500円/haが加算されます。

※2: 性能の高い機器とは、トータルステーション、GNSS測量機など

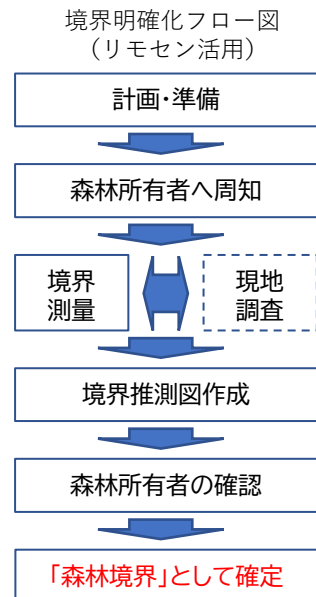
※3: リモートセンシングデータを用いて境界の位置情報を整理(境界推測図を作成)し、地元精通者(第三者)の確認により森林境界案を作成してください。なお、次年度以降、境界案について森林所有者と合意形成を行い、境界を確定してください。

※4: 所有者が不明な森林とは、林地台帳、森林簿、登記簿を確認した結果、所有者が不明であった森林

性能の高い測量機器を用いた境界測量及び基準点等と結合する測量、リモートセンシングデータ(4点/m²の計測密度)を用いた測量は、地籍調査で活用できる可能性があります。

【リモートセンシングデータの活用】※交付単価への加算措置あり

- ・「微地形表現図」、「樹高分布図」、「林相識別図」、「空中写真」などのリモートセンシングデータや公図、登記所備付地図などの公的書類を活用して、画面上での境界測量を行い、隣接する双方の森林所有者の同意を取得して、境界を明確にします。
- ・微地形表現図等がない場合でも、過去と近年の空中写真などと公的書類を活用して、画面上での境界測量を行うことも可能です。
- ・リモートセンシングデータを用いた測量にあつては、現地立会の省略や机上での同意取得が可能になります。
- ・測量成果の同意取得に当たり、登記情報を確認しても所有者を確認できなかった場合、又は、作成した境界推測図に所有者の同意が得られず、不同意とする森林所有者の意見書がある場合も、支援の対象となります。



境界明確化の取組事例(金沢市)

金沢市では、

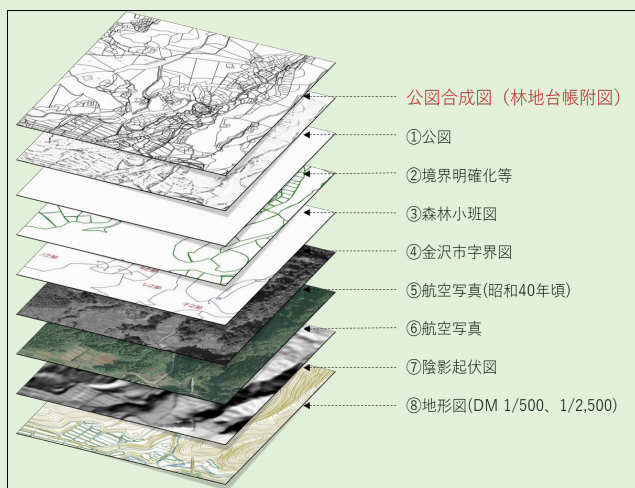
- ・従来方式の境界明確化(現地立会、草刈り、杭の設置、測量を人力で実施)では時間がかかるため、調査速度の速い技術に見直した。
- ・現地立会・測量は行わないこととした。

【境界明確化手法】

・公図、小班図、航空写真、微地形表現図、陰影起伏図、地形図等の重ね合わせにより「公図合成図」を作成。

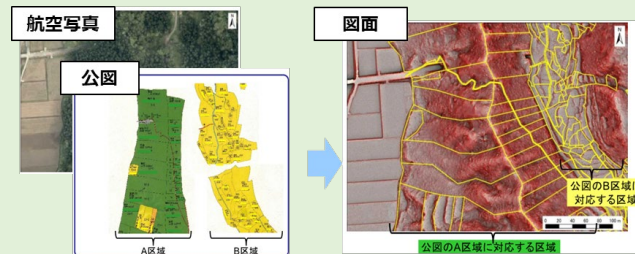
⇒公図合成図の作成にあたっては、地形(谷・尾根・河川)等を重視して、字界を配置(森林の位置を修正)。

・公図合成図の作成は、地籍の専門家である地籍工程管理士や地籍総合技術管理者等に外注。



【同意の取得】

・意向調査の際に、調査票、対象森林一覧表と併せて、対象森林の位置を示す図面を森林所有者に送付し、書面での確認・同意を取得。



(出典：国土交通省)

【成果の活用】

・作成した公図合成図は、「林地台帳付図」(電子データ)へ転用して、林地台帳制度に基づき、林業事業者へ情報提供。